

日バス協技第14号  
平成29年1月23日

各都道府県バス協会 会長 殿

公益社団法人日本バス協会  
会長代行 島 倉 秀 市

道路運送法及び貨物自動車運送事業法等の一部を改正する  
法律の施行に伴う関係通達の一部改正について

平素より当協会の活動に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記について、国土交通省自動車局長から別紙1から別紙5のとおり、また、国土交通省大臣官房運輸安全監理官、同省自動車局安全政策課長、同局旅客課長及び同局貨物課長から別紙6のとおり、「自動車運送事業（一般貸切旅客自動車運送事業を除く。）の監査方針について」、「一般貸切旅客自動車運送事業の監査方針について」、「一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」、「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」、「道路運送法第27条第3項の規定に基づく輸送の安全確保命令及び旅客の利便確保命令の発動基準について」及び「自動車運送事業者における運輸安全マネジメント等の実施について」の一部改正についてそれぞれ通知がありました。

これらの改正は、平成28年12月16日公布の道路運送法及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律により、道路運送法第27条（輸送の安全等）等に新たな項が追加されることに伴い、従前の項に項ずれが生じるためなされたものです。

つきましては、貴協会委員事業者に周知徹底のほどお願い申し上げます。